カード類(トレーディングカード類やシール類等含)のST申請について

今般、カード類(トレーディングカード類やシール類等を含む)のST申請方法について、「枝番号」を使用する方法を廃止し、「一括申請」による方法に統一することとしましたので、その旨ご連絡致します。

【説明】

- 1. カード類(トレーディングカード類やシール類等)のST申請を行う申請については、カードの種類が多く任意に商品に封入される場合、カードの全種類(数)を一商品当たりのカード枚数(商品1袋に入っているカードの枚数)で除した数を用いて、申請数と検査料金を算定しています。
 - 例) 全100種類のカードを用いた商品(1袋に任意の5枚のカードを封入)の場合、申請数は20申請(100種類÷5枚(1袋))となります。 なお、検査料金は、(20申請は)同時申請となるため、2点目以降の申請(19申請)は、軽減された料金(各2,500円)を適用しています。
 - 2. そして、複数の申請について、これまで以下のような申請方法で対応されていました。(どちらの申請方法でも、検査料金は同額)
 - ① 「枝番号」を使用する方法 申請の1点目を親番号とし、2点目以降を枝番号で申請する方法 (例えば、上の例では1申請(親番号)と19申請(枝番号)に分ける。)
 - ② 「一括申請」とする方法 全 100 種を 1 申請として申請する (ただし、検査料金は上記 1. による。)
 - 3. 今般、申請方法を一本化し明確にすることとし、上記2.の方法(「枝番号」方式)を廃止し、「一括申請」方式に統一することにしたものです。

本件は、平成22年10月1日以降の申請案件から適用します。

(問合せ先)

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 Tat 03-3829-2513) まで 問合せ下さい。